

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

ページ

条例（議員発議）

- 県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局総務課） 一
- 宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（同） 一

条 例

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年六月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十一号

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員の議員報酬等に関する条例（平成十二年宮城県条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（令和二年度における議員報酬の特例）

17 議長、副議長及び議員の議員報酬の月額は、令和二年七月一日から令和三年三月三十一日までの間に係るものに限る。第二条の規定にかかわらず、その者に対応する第二条の表の議員報酬額の欄に掲げる月額（以下この項において「基礎額」という。）から、議長にあっては七万円を、副議長にあっては五万円を、議員にあっては三万円を減じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、基礎額とする。

附 則

この条例は、令和二年七月一日から施行する。

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年六月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十二号

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例（平成十六年宮城県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（令和二年度における政務活動費の月額の特例）

3 会派又は無会派議員に係る政務活動費の月額は、令和二年七月一日から令和三年三月三十一日までの間に係るもの限り、第四条第一項及び第五条第一項中「三十五万円」とあるのは、「二十九万七千五百円」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 知事は、改正後の宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例（以下「新条例」という。）附則第三項の規定により、既に交付決定した政務活動費の額を変更する必要がある場合は、速やかに政務活動費の変更交付決定を行い、会派の代表者又は無会派議員に通知しなければならない。

3 前項の規定による変更交付決定を受けた会派の代表者及び無会派議員が令和二年度の下半期分の政務活動費を請求する場合における新条例第十条第一項の規定の適用については、同項中「交付決定」とあるのは「交付決定（宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（令和二年宮城県条例第四十二号。以下この項において「二部改正条例」という。）附則第二項の規定による変更交付決定があった場合にあつては当該変更交付決定）」と、「政務活動費を請求するものとする」とあるのは「政務活動費を請求するものとし、かつ、令和二年度下半期分の政務活動費については、既に交付を受けた令和二年度上半期分の政務活動費の額から一部改正条例附則第二項の規定による変更交付決定（当該変更交付決定後に第九条第二項の規定による変更交付決定があった場合においては当該変更交付決定）後の令和二年度上半期分の政務活動費の額を控除した額に相当する額を令和二年度下半期分の政務活動費の額から控除して請求するものとする」とする。